令和7年度台湾現地調査派遣に係る旅行業者の選定に係る仕様書

１　事業の内容

(1) 現地調査（戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査等）

海外に残存する日本人戦没者の遺骨に関する情報を収集し、現地調査を実施する。調査団は

現地で遺骨を確認して、遺骨が紛失、盗難、自然災害などで流失する可能性が高い場合や奥地で遺骨収集団の訪問が困難である場合には、必要に応じて確認した遺骨を収容し、遺骨収集団が派遣されるまでの間、現地に一時保管施設を設けて仮安置する。

　(2) 実施地域及び期間、予定人員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 派遣名称 | 期　間 | 予定人員 |
| 令和7年度台湾現地調査派遣 | 令和7年5月11日（日）～5月20日（火） | 3名 |

※期間及び人数は現在の予定であり、実際の派遣の際は変更する場合がある。

２　業者の選定方法

(1) 派遣計画の作成にあたり、派遣行動の旅費に関する契約は、原則として公募により決定する。

(2) 本協会ホームページに、派遣計画の日程、派遣先での行動計画、派遣人員等を掲示し、関係業

者からの企画書、経費見積書及び事故があった場合の対応策などの提出を要請して行い締切日以後速やかに業者を選定する。

３　業者の入札資格

入札する業者は全省庁統一資格を有していること。

４　見積書の作成について

(1) 見積書の作成にあたっては、日程表案を参考にし、指定した様式のとおり見積書を作成すること。なお、社印の押印がある見積書を提出期限までに提出するものとし、提出期限以降の変更・修正は認めない。

(2) 旅行にかかる経費は派遣人員で算出すること。

(3) 航空運賃については、変更可能な航空券の見積りを算出すること。

(4) 車両等は派遣人員を考慮し、基本的には日程表案に記載された車種ごと、台数にて経費を算

出すること。また、指定された車種等での手配が困難な場合は、日程表案を修正のうえ、見積書に正しく明記すること。この際、屏東県活動時に使用する車両等は、現地の事情に精通している家福交通の車両を手配すること。

家福交通連絡先「住所 高雄市前金區國民里大同二路147號　電話 ＋886-7-2813168」

(5) 見積書の所要額については、本協会が指定したUSD/円の為替レート（注）により外貨を日本

円に換算し算出すること。

（注）公募掲載前月の三菱UFJ銀行公表によるUSD月中平均TTSレート（円売りドル買い）

**指定為替レート　150.25円/USD**

(6) 通訳については、実施地域の相手国行政機関等で協議を行うため、実施地域の言語と日本語が

話せる者であること。

(7) 宿泊費については、朝食及び夕食を含めた料金で算定すること。

(8) 現地において予定している手配業者名を見積書に必ず記載すること。

(9) 見積書の他に以下に関する資料を必ず添付すること。

ア　担当スタッフの役職、氏名、連絡先

イ　休日及び夜間における緊急時の連絡体制（連絡網、対応要綱等）

ウ　事件・事故等発生時の対応

エ　宿泊先のリスト（住所、電話番号を含む）と一泊あたりの単価

オ　現地での優位性、パイプ等、事業を実施するにあたっての利点等

カ　現地手配業者の担当者氏名、住所、電話番号

５　その他の手配内容

　　遺骨収集事業については、以下の手配ができることを条件に加味する。

(1) 結団式・説明会会場の手配

本派遣は、出発空港の出発ロビーシーティングエリア等で行うため手配不要。

(2) 荷物タグの作成

　　ア　派遣団員用（各自2枚）には、派遣団員の氏名（漢字・ローマ字表記）派遣団名及びJARRWCと記載した荷物タグを用意して派遣団員に事前送付または手交すること。

イ　団装備品用(10枚予備含む) には、派遣団名及びJARRWCと記載し、派遣職員に事前送付ま

たは手交すること。

(3) しおり及び派遣国入国カードの作成

　　ア　しおり（見積書提出時に見本を添付すること。）

現地での注意事項、出国日の集合時刻・場所、本邦出国から派遣国への出入国、本邦への帰国までの一連の流れ、現地ガイドとの合流場所及び宿泊先のリスト（英語表記の名、住所、電話番号を含む）等必要事項を記載した「しおり」を作成し、派遣団員に事前送付または手交すること。本人用と留守宅用の２部を用意すること。

　　イ　入国カード（見積書提出時に見本を添付すること。）

　　　　所要の事項を記入した派遣国への入国カードを用意して、派遣団員に事前送付または手交すること。

(4) 超過荷物料金の支払い

　　　出国及び帰国の際に、派遣団の団装備品が搭乗予定便の重量制限を超過し、超過荷物料金が発生した場合は、その超過料金を立替で支払い、後日、本協会へ請求すること。

(5) 国内旅行の手配

　　 遠方から派遣団員が参加する場合、前後泊の宿が必要と判断される場合は手配をすること。また、国内航空券、鉄道特急券等も必要と判断される場合は手配をすること。

(6) 団員からの相談

落札後から精算が終了するまでの間、本件事業に関して、職員及び団員から相談があった場

合は相談に応じること。

(7) 本仕様書に記載のない事項については、別途本協会と協議し、対応を決定すること。

６　注意事項

事業内容は諸事情により、延期・中止する場合がある。